

告 訴 状

被疑者 氏名不詳の者多数

右の者にかかる戦争犯罪・人道に対する罪に対する罪被疑事件について、後記の通りの犯罪被疑事実があるので、捜査のうえ、犯罪の責任者に対する厳正なる処罰をなすべく、適切な措置をとりたい。

告訴人は、別紙のとおりこの犯罪の被害を受けた。

右申し立てる。

一九九三年十二月八日

(告訴人生所)

告訴人

東京都千代田区霞が関一―一

東京地方検察庁 御中

1691/32A 2267A

267A

東京都千代田区霞が関一―一

東京地方検察庁 御中

(添付資料)

- 一、 韓国挺身隊問題対策協議会作成にかかる調査報告書 一部
- 二、 強制労働条約及び一九〇四年、一九〇一年、一九一一年三条約 各一部

「慰安婦」の被疑者及び被疑事実

記

「慰安婦」(氏名不詳)は、一九三一年頃から一九四五年八月迄の間、軍による性的奴隷制(いわゆる「慰安所」と「慰安婦」より構成される日本帝国軍による女性の性的搾取の「慰安所制度」)の犯罪、すなわち、戦争犯罪・人道に対する罪について責任のある全ての者である。これらの被疑者は、以下の通りである。

日本帝国軍、すなわち、帝國陸海軍・政府に所属する有責な軍人・官吏であって以下の者。

一、 東京において、軍による性的奴隷制の計画を立案した軍・政府の最上層幹部軍人・官吏。

二、 かかる計画を執行・実施するために、あるいはその過程において、「慰安婦」(総数約一五万名)について、募集、輸送、処遇、管理運営、性的搾取、殺害、拷問、拘禁、又はその他の非人道的取扱い、すなわち、「慰安婦」の殺人、奴隷化、遺棄、その他の非人道的取扱いに関し、命令をなし、権限を与え、もしくは許可をなした軍・政府の軍人・官吏。

三、 軍・政府上官・上級官吏の指示のもとに、かかる計画の執行・実施のための活動に従事した軍・政府の軍人・官吏。

四、 暴力、又はその他何らかの強制的手段を用いたか、もしくは「慰安婦」が性交渉を拒絶できない状況を利用して、かかる女性に性交渉を強いた男性。

五、 さらに、被疑者には、右一、二、三、四項に述べた者に協力し、又はこれらの者の指示のもとに行動した、警察職員、国・地方行政職員、及び民間人も含まれる。

六、 さらに又、被疑者には、右一、二、三、四、五項に述べた犯罪の証拠を隠滅した者、被疑者を見逃した者、及び被疑者が処罰を逃れることをその他何らかの方法により援助した者も含まれる。

七、 これらの被疑者のうちの責任者についての処罰を求めるものである。

「軍による性的奴隷制の犯罪に関する全般的事実」

軍による性的奴隷制の犯罪は、一九三一年満洲において開始されて以降、日本帝国軍・政府によって国際法に違反して遂行された侵略戦争の間に、又はその前に、それらの遂行上、又はそれらに関連して、犯されたものである。韓国は、日本帝国政府代表が、韓皇及びその大臣らを直接に強制することによって、一九〇五年「保護条約」を受容せしめて以来、一九四五年八月迄四〇年間にわたって、日本帝国軍・政府により違法に占領され続けた。その間、韓民族は、政治的、人種的及び宗教的理由に基づき、日本により迫害され、奴隷状態におかれ続けた。同民族は、自らの名前、母国語、自然資源及び基本的自由さえ剥奪された。かくして、韓全民族は、奴隷状態におかれ続けたのである。

右の状況のもとで、被疑者らは、以下の行為を犯した。

「慰安所」と言われる日本帝國軍・政府の軍売春所制度については、一九二〇年代の工場、建設現場にその原型があった。一九三〇年代初頭から、満洲及び中国を含む日本による占領地域に、軍による売春所制度が広範に拡大され、日本帝國軍が派遣された全ての場所に設けられたが、ある地域では、一九三〇年代早くから見られた。日本帝國軍によって動員された、いわゆる「慰安婦」の総数は、約一五万名であつて、その八〇％は、韓国女性であつた。彼女達は、非常に若く、大部分は二〇才未満だった。若年者のある者は、連行時一才に過ぎなかった。

日本帝國軍・政府の目的は、兵士の士気を高めること、占領地において強姦・強姦を防止することによって治安を保つこと、性病を予防すること、及び韓国の少女達の生産能力を奪うことによつて韓民族を抹殺することであつた。

日本帝國軍・政府は、軍売春所制度を立案し、又売春所の建設・許可、「慰安婦」の検診を含む管理運営及び「慰安婦」の動員の過程に積極的に介入した。「慰安婦」は、警察官及び兵士によつて強制的に、政府官吏により誘導され、又民間人により騙されて連行された。

彼女達は、職業的売春婦ではなかつたし、本人及び家族の同意なしに連行された。女性らを動員した民間人は、日本帝國軍又は日本帝國政府領事など関係植民地当局発行の資格証明書所持することを義務づけられていた。日本、韓国及びその他の植民地を離れる女性には、旅行証明書所持が義務づけられていた。日本帝國軍は、「慰安婦」を三本、台湾、中国、満洲、インドネシア、ビルマ、太平洋諸島など、アジア太平洋地域の様々な場所へ輸送するため、日本海軍の船舶などによる輸送の便宜をはかつた。

かかる軍による性的奴隷制は、日本帝國軍・政府の最上層幹部軍人・官吏らによつて計画された。計画立案、募集、「慰安婦」の性的搾取、及び「慰安所」設置のための、命令、権限授与又は許可の命令系統の連鎖は、日本帝國軍・政府の最高指揮者・指導者であつた天皇にさかのぼる。

「慰安所」は、直接帝國軍によつて設置されるか、又は民間売春所が軍の許可によつてこれに転用された。管理運営も、軍によつてなされるか、又は軍によつて民間人に委ねられた。民間人によつて設置された売春所であつてさえ、日本帝國軍によつて厳格な統制及び管理がなされた。衣服、食物及びその他の物資も軍により支給され、売春所の衛生状態も軍によりチェックされた。全ての「慰安婦」は、週日は毎三三〇〜四〇人以上の、週末はそれ以上の日本帝國軍將兵によつて性的に搾取されねばならなかつた。抵抗した「慰安婦」は、暴力、拷問など非人道的取扱いを受け、しばしば死亡に至ることもあつた。残酷な取扱いのみならず、病氣、栄養不良などによつても多くが死亡した。

一九四五年八月、第二次大戦の終わりに際し、日本兵は彼女らを放置して逃走したので、「慰安婦」は売春所に取り残された。生存被害者も、帰国するのは困難だった。多くは、健康を害して、社会における差別と目らの恥の意識に悩んだが、そのため結婚に失敗し、極貧の生活を送らねばならなかつた者が多かつた。

一法について

性的奴隷制の犯罪は、厳格な意味での戦争犯罪に関する国際慣習法及び日本帝国政府が批准し、あるいは遵守を受容した種々の条約により、処罰可能である。

同犯罪は、ニュールンベルク及び東京における国際軍事法廷の意旨及び判決によって確認された人道に対する罪に関する国際法によっても処罰可能である。

また、日本帝国は、一九三〇年強制労働条約、及び一九〇四年、一九一〇年、及び一九二一年の売春のためにする女性及び児童人身売買禁止のための三国際条約の締約国であることに留意すべきである。これら全ての条約は、その条項によって定義された国際犯罪の犯罪者を処罰することを日本に義務づけている。性的奴隷制の犯罪は、これら条約の文言に該当する。一九一〇年条約の植民地等限定条項（一一条）及び一九二一年条約の植民地等を除外する日本による留保にもかかわらず、三条約はこの事件に適用可能である。なぜなら、その犯罪の計画及び関連する命令、指揮授与及び許可が、東京にいた軍・政府の最上層幹部・軍人・官吏によってなされ、犯罪の行われた場所が、日本内地であることが証明されるからである。又日本帝国の当時の憲法制度は、国内立法を必要とせずに国際法を国内法制に取り入れていたことにも留意すべきである。

一証拠一

一、 韓国のみでも、約二百名の性的奴隷制の生存被害者が発見された。これらの被害者に関する韓国挺身隊問題対策協議会による調査結果を添付する。

二、 その他の証拠は、日本の内閣総理大臣官邸及び韓国政府から入手可能であろう。

三、 その他の証拠は日本の戦争犯罪に関する資料センター準備委員会から入手可能であろう。